

契約担当官
防衛装備庁航空装備研究所
管理部 会計課長 五百藏 裕昭

公 告

下記により入札を実施するので、入札及び契約心得(地方調達)(平成27年10月1日)を熟知の上、参加されたい。
なお、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成29年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

1 入 札 方 式 一般競争入札

2 入札に付する事項

件 名	規 格	数 量	納 地	納 期
電気の供給	仕様書のとおり	1件	防衛装備庁 航空装備研究所	平成30年3月31日

説 明 会 なし

3 入 札 ① 日 時 平成29年3月10日(金)13時30分
② 場 所 防衛装備庁 航空装備研究所 管理棟 1階入札室

4 参 加 資 格 ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
③ 平成28・29・30年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者。

④ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官から又は防衛装備庁長官官房会計官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者(以下「指名停止期間中の者」という。)でないこと。

⑤ 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

⑥ 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

⑦ 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、契約担当官等の確認を受けている者であること。

⑧ 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。但し、平成29年3月10日(金)までに電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていること。

⑨ 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、契約担当官等が定める入札参加資格として、二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入及びグリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関する条件を満たしている者であること。

⑩ 前年度、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(平成14年度法律第62号)第8条第1項の勧告を受けていないこと。

⑪ ⑧号及び⑨号に係わる以下の書類(1)及び(2)を提出期限までに提出し、承認を得た者であること。

(1)一般電気事業者としての許可を得ている書類及び小売電気事業の登録を受けている書類又は、特定規模電気事業者としての届出書の写し及び小売電気事業の登録を受けている書類

(2)二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用、新エネルギーの導入及びグリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関する条件を満たすことを証する適合証明書(別紙1参照)

提出期限：平成29年3月3日(金) 17時15分(厳守)

提出場所：東京都立川市栄町1-2-10

防衛装備庁 航空装備研究所 管理部会計課調達係

- 5 入札方法 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価(キロワット単価)、同一月においては単一のものとする)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価(キロワット時単価)、同一月においては単一のものとする)とする。落札の決定は、当所が提示する予定契約電力及び予定使用電力量の対価を入札書に記載した金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、各入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。(様式は別紙2参照)
また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- 6 保証金 ① 入札保証金 免除
② 契約保証金 免除
- 7 入札の無効 ① 4の参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に反した入札又は入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者のした入札は無効とする。
② 入札者等が誓約した「誓約事項」若しくは「誓約書」による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とするものとする。
- 8 契約書作成の必要の有無 有
- 9 契約をしようとする基本契約条項等 電気の需給契約書
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
- 10 落札者が正当な理由なく契約を結ばない場合には、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。
- 11 応札意思の通知 入札参加を希望する者は、平成29年3月3日(金) 17時15分までに下記まで連絡するとともに、防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。(FAX可)
- 12 郵便入札について
- ① 郵便入札の可否 可
- ② 郵便入札方法 書留等の配達記録の残る方法により入札日の前日 13:00までに必着のこと。
また、宛名は「防衛装備庁航空装備研究所契約担当官」とし、13⑨に記載の住所に送付すること。
- ③ 郵送する書類等 (1)入札書
(2)返信用切手を貼った封筒(入札結果の通知を希望する者のみ)
- ④ 封筒について 前項(1)を入れる封筒(以下内封筒という)については、長3(縦235mm×横120mm)程度の内封筒とし、表面に「入札書在中」と黒又は赤で記載の上、必ず封印すること。
封印した内封筒を前項(2)とともに外封筒へ入れ、送付すること。
- ⑤ 入札の回数 郵便により入札に参加した者の再入札等は、辞退したものとして取り扱う。
- ⑥ 入札の無効 郵便入札の執行について、本公告の7項に規定されているもののほか、郵便による入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。
(1)②に規定する提出期日までに到着しなかった場合
(2)②及び④に規定する送付方法によらず送付された場合
- ⑦その他留意事項 郵便における入札を希望する場合は、事前に官の了承を得るものとする。
- 13 その他
- ①11項の応札意思の通知をしないものについては入札を認めない。
- ②端数処理 入札書に記載された金額の108/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申し込みが

あったものとする。

③原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

④提出資料 指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせる場合は、下請負確認申請書を入札日の前日 13:00までに提出するものとする。

⑤指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせると、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせない者との入札になる場合には、指名停止期間中の者にこの契約の一部を請け負わせる者の入札は認めない。

⑥契約締結後、指名停止期間中の者にこの契約の全部又は一部を請け負わせることとなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

⑦契約後、指名停止期間中の者に下請負をさせる場合は、「入札及び契約心得(地方調達)」に定める下請負承認を得るものとし、変更契約を行い特定費目の代金の確定に関する特約条項を付すものとする。
なお、特定費目の代金の確定にあたっては、下請負者が履行に要した製造原価等が確認できる書類を提出するものとする。

⑧契約締結日までに平成29年度の予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とすることがある。

⑨本書記載事項に関しては、航空装備研究所 管理部会計課調達係に照会のこと。

住所 東京都立川市栄町1-2-10 防衛装備庁 航空装備研究所
TEL 042-524-2411(内線)641 担当 : 田中

適合証明書

平成 年 月 日

契約担当官
防衛装備庁航空装備研究所
会計課長 五百藏 裕昭 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 氏 名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 平成27年度の状況

項目	自社の基準値	点数
① 平成27年度1KWh当たりの二酸化炭素排出係数(単位:kg-CO ₂ /KWh)		
② 平成27年度の未利用エネルギー活用状況		
③ 平成27年度の再生可能エネルギー導入状況		

項目	自社の基準値	点数
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量(予定使用電力量の割合)		

項目	自社の基準値	点数
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		
①～⑤の合計点数		

2 平成27年度において電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第8条第1項の勧告を受けていないこと。

適・否

- 注1) 1の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、付紙により算出した値を記載すること。
 注2) 1の合計点が70点以上及び2に「適」と記載された者を本案件の入札参加者とする。
 注3) 1の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

平成29年度電気の供給契約に係る環境への負荷低減の取組状況に関する要件

1. 要件

(1) 表1①～⑤の合計ポイントが70ポイント以上であること。

※但し、①の数値については、調整後排出係数を使用し、実排出係数は使用しない。

表1

要素	区分	配点
①27年度1kwhあたりの二酸化炭素排出係数※ (単位:kg-CO ₂ /kwh)	0.000 以上 0.475 未満	70
	0.475 以上 0.500 未満	65
	0.500 以上 0.525 未満	60
	0.525 以上 0.550 未満	55
	0.550 以上 0.575 未満	50
	0.575 以上 0.600 未満	45
	0.600 以上 0.625 未満	40
	0.625 以上 0.650 未満	35
	0.650 以上 0.675 未満	30
	0.675 以上 0.700 未満	25
	0.700 以上	20
②27年度の未利用エネルギー活用状況※	1.35%以上	15
	0.675% 以上 1.35% 未満	10
	0% 超 0.675% 未満 活用していない	5 0
③27年度の再生可能エネルギー導入状況※	3.00%以上	15
	1.50% 以上 3.00% 未満	10
	0% 超 1.50% 未満 活用していない	5 0
上記①～③までの最大合計点数		100
④グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み※	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※①～③及び⑤の用語定義は、表2による。

(2) 前年度「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(以下「RPS法」という。)

第8条第1項の勧告を受けていない。(履行義務を果たしている。)

参考:RPS法第8条第1項「経済産業大臣は、電気事業者の新エネルギー利用等電気の利用をする量が基準利用量に達していない場合において、その達していない正当な理由がないと認めるときは、その電気事業者に対し、期限を定めて、第5条の規定に従って、新エネルギー等電気の利用をすべきことを勧告することができる。」

(3) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後、契約までの間に、グリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とはグリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を環境省〇〇長に変更することをいう。書類等有る場合、その書類等も譲渡することとする。

2. 添付書類等

競争入札参加資格確認関係書類として、以下のものを添付すること。

(1) 地球温暖化対策推進法に基づく公示で公表されている自社27年度1kwhあたりの二酸化炭素排出係数記載の書類(表1①に使用した排出係数の種別記載を含む)

(2) 27年度の未利用エネルギー活用状況において、表2-2に示す算定方式の各数値が確認できる書類

(3) 27年度の再生可能エネルギー活用状況において、表2-3に示すア～ウ各数値が確認できる書類

(4) RPS法第8条第1項の勧告を受けていない(履行義務を果たした)ことを証明する書類

3. 契約期間内における努力等

(1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1. (1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2) 1. (1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1. (1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

表2

用語	定義
<p>1 平成27年度1kwhあたりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数)</p>	<p>特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成18年3月29日経済産業省・環境省令第3号)第2条第4項に基づき公表されている平成27年度の二酸化炭素排出係数を使用する。但し使用する係数は温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省文部化学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)第20条の2に基づく調整後排出係数とする。</p>
<p>2 平成27年度における未利用エネルギーの活用</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、平成27年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>平成27年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を平成27年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{平成27年度未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{平成27年度における未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{平成27年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>① 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>ア 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>イ 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>② 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、趣旨から考慮し、含まない)をいう。</p> <p>ア 工場等の廃熱または排圧</p> <p>イ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>ウ 高炉ガスまたは副生ガス</p> <p>③ 平成27年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>④ 平成27年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>3 平成27年度再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{平成27年度の再生可能エネルギーの導入状況} = \frac{\text{ア+イ}}{\text{ウ}}$ <p>ア 平成27年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))</p> <p>イ 平成27年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))(ただし、太陽光発電の余剰買取制度および再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による買取電力量は除く。)</p> <p>ウ 平成27年度の供給電力量(需要端(kWh))</p> <p>① 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。</p> <p>② 平成27年度の再生可能エネルギー電気の利用量(ア+イ)には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>③ 平成27年度の供給電力量(ウ)には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>5 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大電力量を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

公 告	番 号	第 号	<h1>入 札 書</h1>		
	年月日				
<p>契約担当官 防衛装備庁航空装備研究所 管理部 会計課長 五百藏 裕昭 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 会 社 名 代 表 者 名 _____ 印</p> <p>貴庁「入札及び契約心得(地方調達)」及び基本契約条項等を承諾のうえ、下記のとおり見積します。</p>					
金額 ¥ 単 価 契 約		納 地	防衛装備庁 航空装備研究所		
		履 行 期 限	平成30年3月31日		
		業 者 コ ー ド			
品 件 名	規 格	数量・単位	単 価	金 額	
電気の供給		1件			
(内訳)					
	基本料金単価	1kW		別紙内訳書のとおり	
	従量料金単価(夏季)	1kWh		別紙内訳書のとおり	
	従量料金単価(その他季)	1kWh		別紙内訳書のとおり	
	予備線単価	1kW		別紙内訳書のとおり	
計				円	

(注1) 単価及び金額欄には、見積もった金額の100/108に相当する金額を記入する。

(注2) 太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

年月	契約電力 (kW) A	単価 (円) B	力率 C	計 (円) D=A×B×C	契約電力 (kW) E	予備線単価 (円) F	計 (円) G=E×F	使用量 (kWh) H	単価 (円) I	計 (円) J=H×I	月合計 (円)税抜 K=D+G+J
29年4月	2,500kW				2,500kW			340,000			0
29年5月	2,500kW				2,500kW			320,000			0
29年6月	2,500kW				2,500kW			374,000			0
29年7月	2,500kW				2,500kW			451,000			0
29年8月	2,500kW				2,500kW			500,000			0
29年9月	2,500kW				2,500kW			449,000			0
29年10月	2,500kW				2,500kW			350,000			0
29年11月	2,500kW				2,500kW			384,000			0
29年12月	2,500kW				2,500kW			403,000			0
30年1月	2,500kW				2,500kW			464,000			0
30年2月	2,500kW				2,500kW			465,000			0
30年3月	2,500kW				2,500kW			433,000			0
年合計								4,933,000			0

K合計(税抜)	0
---------	---

防衛装備庁仕様書

1 / 2

品 件 名	電気の供給	仕様書番号	GAB3-JF-001
		作成年月日	平成29年2月8日
		作成部課名	航空装備研究所管理部会計課

1. 概要

- (1) 需要場所 防衛装備庁航空装備研究所
東京都立川市栄町1-2-10
- (2) 業種及び用途 官公庁(研究所)

2. 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧(標準電圧)、計量電圧(標準電圧)、標準周波数、受電方式、蓄熱式負荷設備の有無及び電力の需給状況に応じた緊急時の負荷調整の可否

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 本線(予備線含む) 66,000V
- ウ 計量電圧(標準電圧) 本線(予備線含む) 66,000V
- エ 標準周波数 50Hz
- オ 受電方式 2回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 有 計量電圧(標準電圧) 200V
(氷蓄熱 10.4m³×1台)

(昼間時間から夜間時間への負荷移行を行っている。)

- キ 電力の需給状況に応じた緊急時の負荷調整の可否 可

- (a) 調整期間 平成29年6月1日～平成29年9月30日
- (b) 調整依頼 1時間前
- (c) 調整電力 250kW
- (d) 調整時間 3時間
- (e) 調整回数 5回

- (2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 本線(予備線含む) 2,500kW
(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。)
- イ 予定使用電力量 本線 4,918,000kWh
予備線 15,000kWh

(月別の予定使用電力量は、別紙1のとおり)

- (3) 使用期間 平成29年4月1日0時～平成30年3月31日24時

- (4) 電力量等の検針

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 計量器の構成 電力需給用複合計器(通信機能付精密級)

- (5) 需給地点
需要場所における航空装備研究所の施設した開閉所引き込み口の電源側端子
- (6) 電気工作物の財産分界点
需要場所における航空装備研究所の施設した開閉所引き込み口の電源側端子
(ただし、ケーブルヘッドは電気事業者側とする。)
- (7) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点と同じ

3 . その他

- (1) 力率は、自動力率調整装置を設置し、使用期間中 100% を保持する予定である。
- (2) 蓄熱電力量は、蓄熱式負荷設備を計量する計量器により計量される値を損失率 (6%) により修正した値とする。
- (3) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (4) 常用及び非常用自家発電設備等は特に有していない。
- (5) 各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引または割増を行う場合及び電力量料金について燃料費調整を行う場合には、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件 (電気需要約款) によるものとし、これによりがたい場合は協議する。
- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件 (電気需要約款) によるものとし、これによりがたい場合は協議する。
- (7) この仕様書に定めのない供給条件については、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件 (電気需要約款) 等をもとに協議するものとする。
- (8) この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。

月別予定使用電力量等

年 月	力率 (%)	最大電力 (kW)	使用電力量 (kWh)		蓄熱電力量 (kWh)
			本線	予備線	
29年4月	100	2,500	340,000		1,500
29年5月	100	2,500	320,000		1,700
29年6月	100	2,500	374,000		2,000
29年7月	100	2,500	451,000		2,800
29年8月	100	2,500	500,000		3,000
29年9月	100	2,500	449,000		1,800
29年10月	100	2,500	335,000	15,000	1,310
29年11月	100	2,500	384,000		1,300
29年12月	100	2,500	403,000		4,500
30年1月	100	2,500	464,000		4,000
30年2月	100	2,500	465,000		3,000
30年3月	100	2,500	433,000		4,000
合 計	—	—	4,918,000	15,000	30,910

参 考

直 近 1 年 の 月 別 使 用 実 績

年 月	力率 (%)	最大電力 (kW)	使用電力量 (kWh)		※蓄熱電力量 (kWh)
			本線	予備線	
27年12月	100	1,164	402,948		4,528
28年1月	100	1,302	464,100		3,963
28年2月	99	1,410	464,892		2,970
28年3月	100	1,164	432,546		3,921
28年4月	100	882	340,278		1,486
28年5月	100	924	320,346		1,725
28年6月	100	1,074	374,202		2,013
28年7月	100	1,254	450,996		2,761
28年8月	99	1,542	499,620		3,058
28年9月	99	1,392	449,022		1,761
28年10月	99	1,164	350,226		1,310
28年11月	99	2,202	384,414		1,252
合 計	—	—	4,933,590	0	30,748

※ 低圧での計量値である。